

支 部 助 成 細 則

第1条 この細則は、同窓会支部設置規程第11条第2項に基づき、支部への補助金および援助金に関することを定める。

第2条 補助金交付の対象およびその金額は、設立時を別表1に、年間活動費を別表2にそれぞれ定める。

- 2 別表1の手続は事務局が代行する。
- 3 別表2に定める補助金の交付申請は、支部の代表者が会長に対し、文書により行なうものとする。
- 4 職域・その他の支部についての補助は、常任理事会の議を経て必要に応じて行う。

第3条 援助金交付の対象およびその金額は、常任理事会の議を経て必要に応じ定める。

第4条 補助金および援助金は精算払いとする。ただし、補助金については事前に概算払いとすることもできる。

第5条 支部の代表者は、会長に対し、補助金および援助金の会計報告を行なわなければならない。

- 2 前項の会計報告には、証憑書類を添付するものとする。

第6条 支部は交付された補助金および援助金を、他の目的に使用してはならない。

- 2 前条および前項に違反したときは、支部の代表者は交付された補助金および援助金の全額を返還しなければならない。

第7条 この細則の改廃は、常任理事会の議を経て行なうことができる。

附 則

この細則は、昭和58年7月10日から施行する。

附 則

この細則は、昭和60年9月27日から適用する。

附 則

この細則は、平成2年8月25日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から適用する。

別表1 設立時補助金

支部名 明 細	都道府県支部	職域・その他の支部
設立総会通信連絡費	全 額	
設立総会会場費	実費（上限5万円）	実費（上限2万円）

別表2 年間活動費補助金

支部名 区 分	都道府県支部	職域・その他の支部
基 础 額	10万円（一律）	
実 績 額	当年度支部総会参加者1名につき3,000円	

※上記の他に、支部総会開催に伴う案内状の印刷および郵便料金は全額補助する。

また、毎年の支部総会の会場費は上限3万円（実費）まで補助する。

※新設支部における実績額について、設置年度を含め3年度の間に限り、当年度支部総会参加者が34名に満たない場合は、10万円を支給する。

※実績額の申請にあたっては、支部会費を徴収していることを原則とし、手続き等については別に定める。